

岐阜県公報

第 三 百 二 十 号
令 和 四 年 八 月 二 日
(火 曜 日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	三三三
指定医療機関の廃止の届出	(同)	三三四
指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	三三四
医療機関の指定辞退	(同)	三三四
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	三三四
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	三三五
医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	三三六
指定施設機関の所在地の変更の届出	(同)	三三六
道路の供用開始	(道路維持課)	三三六
訓 令 甲		
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人 事 課)	三三七
公 示		
土地改良区役員の退任及び就任	(岐阜農林事務所)	三三七
土地改良区の定款の変更認可	(同)	三三八
落札者等に関する公示	(学校支援課)	三三八

告 示

岐阜県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山田記念クリニック	各務原市鵜沼東町五丁目三九二	令和 四・ 四・ 一
小 田 内 科	羽島市足近町二丁目二〇四番地	同
ぎなん皮ふ科クリニック	羽島郡岐南町三宅八丁目一三七番地 ぎなんメデイカルスクエアA区画	令和 四・ 五・ 一
水の杜 歯科	大垣市高屋町一 二五 フジビル 二F	同
スマイルちじま薬局	高山市千島町六三八 二	同
ひだ在宅クリニック	飛騨市古川町向町三八七	令和 四・ 六・ 一

アイン薬局松波総合病
院店 羽島郡笠松町田代一八五 一 同
V・drug 高鷲薬 郡上市高鷲町大鷲二〇五一 四 同

岐阜県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山田記念クリニック	各務原市鷺沼東町五三九二	令和四・二・二八
小 田 内 科	羽島市足近町一四一一	令和四・三・三一
はら調剤薬局	本巣郡北方町柱本南二一六〇	令和四・四・一八
ぎなん皮ふ科クリニック	羽島郡岐南町三宅八一三七 ぎなんメデイカルスクエアA区画	令和四・四・三〇
ちじま薬局	高山市千島町六三八二	同

岐阜県告示第二百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生

活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 医療法人元樹会 辻中医院	海津市平田町今尾二九三三	平成三〇・八・二七
旧 辻 中 眼 科		

岐阜県告示第二百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
キッズクリニックあり	可児市中恵土三三五九 六三四	令和四・六・三〇

岐阜県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦

人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
 令和四年八月二日
 岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
 たる事務所所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

株式会社おあしす

養老郡養老町京ヶ脇一六〇九一〇

認知症対応型共同生活介護

グループホームおあしす養老

養老郡養老町京ヶ脇一六〇九一〇

令和 四・ 四・ 一

同

同

介護予防認知症対応型共同生活介護

同

同

同

特定非営利活動法人 瑞泉会太陽

瑞浪市西小田町四九六

認知症対応型共同生活介護

瑞浪グループホーム太陽

瑞浪市西小田町四九六

令和 四・ 四・ 一

同

同

介護予防認知症対応型共同生活介護

同

同

同

岐阜県告示第二百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
 令和四年八月二日
 岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変 更 年 月 日

新 株式会社ユニスマイル 東京都千代田区神田練 居宅療養 ファーコス薬局
 旧 株式会社ファークロス 堀町六八番地一ムラタ ヤビル三階 管理指導
 同 同 介護予防 居宅療養 同
 同 同 管理指導

岐阜県告示第二百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	施設所等の名称	施設所の所在地又は施術者の住所	指 定 年 月 日
杉 山 幸 吉	明 幸 接 骨 院	揖斐郡大野町大字黒野一八〇二番地三	令和 四・六・一
戸 田 朋 昭	からだ元気治療院	各務原市鷺沼各務原町二丁目一八三番地六	令和 四・六・二
西 村 幸 司	にしむら鍼灸治療所	揖斐郡池田町本郷三一七番地の四	令和 四・七・一

岐阜県告示第二百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四

東神田 不破郡垂井町東神田二 令和 四・四・一
 同 同
 同 同

令和四年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	施設所等の名称	施設所等の所在地又は施術者の住所	年 月 日 更
矢 嶋 誠 優	治療院・訪問マツ	新 可児市川合六〇四 EAST 四〇二 旧 加茂郡白川町白山一五七二一	令和 四・五・二〇

岐阜県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年八月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）

県道	
御岳山線	
朝日線	
高山市高根町日和田字幕岩下一七三九番七地先地内	
三・五	
令和	
四・八・二	
令和	
三・三・三	

岐阜県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年八月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	河神岡線	飛騨市古川町太江字加茂宮一三七一番地先から同市同町字糸り谷三四八番一地先まで	五・五	令和 四・八・二	令和 三・八・〇

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三下水道課の表二の項課長専決事項の欄第一号中「同条第九項」を「同条第十二項」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年八月二十日から施行する。

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏 名	住 所
各務用水区	令和 四・七・二	理事	小林 ひろし	岐阜市北一色二〇丁目三〇番地六号
土地改良区		同	後藤 耕兵	関市上白金 六六九番地二
		同	龜山 良則	岐阜市芥見二丁目 一六一番地

<p>3 入札公告を行った日 令和 3 年 6 月 14 日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和 3 年 7 月 29 日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 岐阜市吉野町三丁目 8 番地 株式会社エフワン 代表取締役 安田 隆夫</p> <p>6 落札金額 139,480,000円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局学校支援課 (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号</p> <p>岐阜県教育委員会 代表取締役 水谷 直弘</p>	<p>四(十号)第十一條の規定により、次のとおり落札者として認められた。</p> <p>令和四年八月二日</p> <p>岐阜県安田 中 田 謙</p> <p>1 調達物品の名称及び数量 紫外可視分光光度計 一式、フーリエ変換赤外分光光度計 一式、ガスクロマトグラフ分析装置 一式、卓上走査電子顕微鏡 一式、エネルギー分散形蛍光X線分析装置 一式、分析走査型電子顕微鏡 一式、原子吸光度計 一式、ガスクロマトグラフ 一式、一体型高速液体クロマトグラフ 一式、走査型プローブ顕微鏡 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>3 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当</p> <p>4 契約の相手方を決定した日 令和 3 年 8 月 12 日</p> <p>5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市下太田町14番地 株式会社理工 代表取締役 大洞 正啓</p> <p>6 契約金額 76,560,000円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局学校支援課 (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号</p> <p>岐阜県教育委員会 代表取締役 水谷 直弘</p>
<p>1 調達物品の名称及び数量 高性能PC端末(BIM関連ソフトを含む。) 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 令和 3 年 6 月 14 日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和 3 年 7 月 29 日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区中川五丁目382番地 株式会社サンエス 代表取締役 水谷 直弘</p> <p>6 落札金額 129,250,000円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局学校支援課 (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号</p> <p>岐阜県教育委員会 代表取締役 水谷 直弘</p>	<p>1 調達物品の名称及び数量 高性能PC端末(各種ソフトウェア及びハードウェアを</p>

岐阜県教育委員会事務局学校支援課

岐阜県教育委員会事務局学校支援課の設置及び機能に関する規則(平成十七年岐阜県教育委員会規則第十一号)第十一條の改正について

令和四年八月二日

岐阜県教育委員会 田 兼

- 含む。) (岐阜県立岐阜商業高等学校・岐阜県立中津商業高等学校) 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 令和3年6月14日
 - 4 落札者を決定した日 令和3年7月29日
 - 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市吉野町三丁目8番地
株式会社エフワン
代表取締役 安田 隆夫
 - 6 落札金額 140,998,000円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局学校支援課
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号
- 1 調達物品の名称及び数量 高性能PC端末(各種ソフトウェア及びハードウェアを含む。)(岐阜県立大垣商業高等学校・岐阜県立飛騨高山高等学校) 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和3年6月14日
- 4 落札者を決定した日 令和3年7月29日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市六条北四丁目10番7号
中央電子光学株式会社
代表取締役 日比 泰雅
- 6 落札金額 148,500,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局学校支援課
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県数田南二丁目1番1号

発行所 岐阜県 岐阜市 三輪ふりんどびあ十三

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社